

## 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	生活環境部
監査の種類	令和2年度 定期監査（2監第107号 令和3年3月23日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和3年6月7日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 契約事務（その1） 契約事務において、単価契約に基づく実績数量の確認が適切に行われていない例が認められた。	令和3年 6月4日
2 契約事務（その2） 契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。	令和3年 6月4日
3 財産管理事務（その1） 郵便切手等の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。	令和3年 6月4日
4 財産管理事務（その2） 郵便切手等の管理に関する事務について、会計別に整理されていない例が認められた。	令和3年 6月4日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 契約事務（その1）</p> <p>契約事務において、単価契約に基づく実績数量の確認が適切に行われていない例が認められた。</p> <p>【事例1】 北部下水道管理事務所</p> <p>※ 北部地区農業集落排水処理施設濃縮汚泥汲取り運搬業務委託においては、単価契約であるにも関わらず、令和2年10月1日に提出された実績集計表に記載された同年5月26日分の搬入汚泥量と、同日の「し尿中継輸送届」の積載量の合計が一致しておらず、実績数量の確認が不十分であった。</p> <p style="text-align: right;">（北部下水道管理事務所）</p> <p>【事例2】 南部下水道管理事務所</p> <p>※ 南部地区農業集落排水処理施設濃縮汚泥汲取り運搬業務委託においては、単価契約であるにも関わらず、令和2年10月1日に提出された実績集計表に記載された同年4月3日分の搬入汚泥量と、同日の「し尿中継輸送届」の積載量の合計が一致しておらず、実績数量の確認が不十分であった。</p> <p>なお、南部地区地域汚水処理施設濃縮汚泥汲取り運搬業務委託においても、同様の例が認められた。</p> <p style="text-align: right;">（南部下水道管理事務所）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>当該業務委託については、月別の予定数量に合わせて汚泥の汲取り運搬を委託しているものであります。</p> <p>し尿中継輸送届と実績集計表の数量の不一致については、汚泥汲取りの際に予定数量に対して不足にならないように多めに汲取りを行ったにも関わらず、実績数量は予定数量に合わせて行っていたため発生したものであり、これらの数量の不一致について、予定数量に対する誤差の範囲内であるとの認識で、予定数量に達していることの確認を行っていたことによるものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>汚泥汲取りの際に汲取り業者と施設管理業者の両者で実際の汲取り量の確認を行い、汚泥汲取り報告書にて汲取り日ごとの報告を受けることとし、汚泥汲取り報告書と実績集計表の数量が一致することを確認することとしました。</p> <p>今後は、実際の汲取り量の確認を行い、同様の事案が発生しないよう適正な事務執行に努めてまいります。</p>
<p>2 契約事務（その2）</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 電気供給施設敷に係る普通財産貸付における契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当た</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>関係職員の認識不足により、契約書への契約解除条項の規定文等の記載漏れが発生したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今後は市要綱の趣旨に基づき、暴力団等の排</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>っては、当該契約の締結後において、当該契約が『契約等の相手方が排除措置対象者であること』又は『公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること』のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置」が講じられていなかった。【類例1件あり】</p> <p style="text-align: center;">(ごみ減量推進課)</p> <p>3 財産管理事務 (その1)</p> <p>郵便切手等の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。</p> <p>【事例1】リサイクルプラザクリンピーの家</p> <p>※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、監査実施時点(令和3年1月18日)において、郵便切手等管理簿が整理されておらず、郵便切手の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。</p> <p style="text-align: center;">(リサイクルプラザクリンピーの家)</p> <p>【事例2】北部下水道管理事務所</p> <p>※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、監査実施時点(令和3年1月14日)において、郵便切手等管理簿が整理されておらず、郵便切手の現物と郵便切手等管理簿が一致</p>	<p>除に関する項目を契約書に追加することとし、令和3年4月1日付で相手方と当該事項を追加する変更契約を行いました。</p> <p>【事例1】〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>リサイクルの啓発業務において、市民への封書での通信用として別のファイルに保管してしまったため、現物と一致しなかったものです。</p> <p>【事例1】〔措置した内容〕</p> <p>今後、切手等の残数管理を徹底するとともに、同様の事案が発生しないよう、適正な事務執行に努めてまいります。</p> <p>【事例2】〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>郵便切手等管理簿に記載している次ページ繰越残数の計算誤りにより、管理簿上の切手残数と現物数が一致していなかったものです。</p> <p>【事例2】〔措置した内容〕</p> <p>郵便切手等管理簿に確認欄を設けた上で、次ページへ繰越を行う毎に庶務担当と係長にて</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>していなかった。 (北部下水道管理事務所)</p> <p>4 財産管理事務 (その2)</p> <p>郵便切手等の管理に関する事務について、会計別に整理されていない例が認められた。 ※ 郵便切手等については、市財務規則第268条の規定に基づき会計別に整理しなければならないが、監査実施時点(令和3年2月4日)において、一般会計及び下水道事業会計の郵便切手等の受払いについて同一の郵便切手等管理簿により整理されていた。 (経営企画課)</p>	<p>記載内容を確認し、残枚数と現物残数を確認していくことといたしました。</p> <p>今後、切手等の残数管理を徹底するとともに、同様の事案が発生しないよう、適正な事務執行に努めてまいります。</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>市財務規則第268条の規定について、認識が不足していたことから、一般会計及び下水道事業会計の郵便切手等の受払いを、同一の郵便切手等管理簿により整理していたものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>指摘を踏まえ、速やかに、会計別に整理いたしました。</p>